WEBサイト、アプリを使ったPR 宮城県農業会議

若年層 WEBサイトとアプリの表示例



Googleのディスプレイ広告やYouTubeの - 動画広告を活用し広く周知活動

• 市町村の広報誌に

挟み込み ・加入推進委員1人

5枚ずつの配布

京都府農業会議作成チラシ



近畿ブロック作成PR動画「すごい年金に入った人が言ってみた」篇

ラジオ CM をもとに 現状使用している

実際に農業者年金に入っている農家の方に

話してもらう想定です。



農家の旦那さん:

80 歳までの保証付きの終身年金で

安全運用の確定拠出タイプやから 自分のために積み立てて よかったわ

農家の奥さん:

お父さんすごいわ

農家の旦那さん:

農家の女性 C: 夫婦で入れば倍でおとく

農家の女性 D: うちは 6 万 7 000 円

農家の女性 B: 年金の掛け金全部控除の

対象になるから節税にもなるし

円まで自由に設定できるんやで!

すごいのは農業者年金や



月(サウンドロゴ) 農業者年金



条件をみたせば 農家の奥さん:

農家の女性 A:うちは2万円 農家の女性 B: うちは3万円 農家の女性 C: うちは4万円

月額2万円のうち最大1万円を 国が補助してくれるんやて

農家の旦那さん:

農家の女性 A: とこのように農業者年金

農家の女性 D: うちは 6 万 7 000 円

の保険料は月額2万円から6万7000

条件ってなんやろ **濃家の奥さん**: りたしも知らんわ

を活用し、実際に農業 者年金加入の農家の方 YouTube, Twitter の動画発信予定

はいりたくなったら 農業者年金で検索

檢索

入りたくなったら 農業者年金

abla

神奈川県農業会議・JA神奈川県中央会が作成したデジタルサイネージ広告 神奈川中央交通バスの車内広告







(後部板広告)



熊本県農業会議-JA 熊本中央会 作成 PR 動画

「一人一人の農業者を応援する 農業者年金制度について」 [URL]https://youtu.be/f_L0dGS_Ya8 (YouTube)



静岡県農業会議が作成したチラシ





農業者年金の6つの特徴とメリット

POINT.01	₩ POINT.02	№ POINT.03
農業に従事する方なら	少子高齢時代に強い	保険料はいっても
広く加入いただけます。"	積立方式·確定拠出型。	変更できます。"
加入資格は「年間60日以上農業に従事す	加入者の積み立てた保険料とその運用益を	保練料は、月銀2万円から6万7千円までの
る][国民年金の第1号被保険者(保険料	合わせた額により、将来受け取る年金額が	間で千円単位で自由に選択できます。加入
終付免除者を除く)」「20歳以上60歳未	決定。保険料を支払っている人や年金を受	後も、経営状況や老後設計に合わせて金
満」。加入も脱退も自由。保険料の国庫補	給している人の数に影響を受けず、少子高	額を柔軟に変更可能。翌年分を一括して支
助を受ける/受けないを選択可能。	制時代でも安定した制度です。	払う「前終終付」もあります。
POINT.04	Point.05	™ POINT.06
終身年金。	保険料の	一定の要件を満たす
80歳前に亡くなられても	社会保険料控除など	農業者には
遺族に死亡一時金。**3	大きな節税効果。	保険料の国庫補助。
加入者全員が受け取る「農業者老齢年	支払った保険料は、家族の分も含めて全額	若い時期から長く農業の担い手として頑張
金」。加入者が支払った保険料とその運用	が社会保険料控除の対象となり、節税に。	る人、中でも養業所得が低い時期や家族
益を基礎として65歳から生涯受け取ることが	保険料の運用益は非課税、将来受け取る	が揃って加入する場合を手厚く支援するた
でき、老後生活において一定の収入が確保	農業者年全も公的年金等の合計が110	め、一定の要件を満たせば、最長20年間、
されます。(60歳からの線上母談も可)	万円までは非課税。	保険料の国事補助があります。

等1. 参加基另份的。60-66編末漢代國際主命に任皇因人にて40本因人で48年。8-2. 参加年1月9分。一定の郵件を選化す力は1万円から因人で88年。 8-3 参加率4月9分。研究22年4月2日日間に当まれた万は、60-75億まで年齢の受解指揮動物・選択できます。 國際教育企同用小水田中的A人のお野におおに最初から展展基礎会または140、使問題與整合語。但聚教年金基金(00-0502-0542)に国際お助い合わせ代於い。 ご因人の際には「最後者中会に関する重要等級の工業の15分子で製化され、

QRコードにアクセスすると 加入者の音声を聞くことができます

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務改善の推進

2 電子化の推進

3 運営経費の抑制

4 調達の合理化

令和5年度 独立行政法人農業者年金基金 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人農業者年金基金は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年度独立行政法人農業者年金基金調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 競争性のない随意契約

農業者年金基金における令和4年度の契約状況は、表1のとおり、契約件数は33件、契約金額は8.3億円である。このうち、競争性のある契約は27件(81.8%)、契約金額は4.3億円(51.2%)、競争性のない随意契約は6件(18.2%)、契約金額は4.1億円(48.8%)である。競争性のない随意契約は、目標値である前中期目標期間の平均件数8件以下であり、目標を達成した。

表1 令和4年度の農業者年金基金の調達全体像

(単位·件 億円)

									(半位	什、1817/
	目標値(前中期	明目標期間平均)	前年度	(R3)	当年度	(R4)	比較増△減	(対目標値)	比較増△減	(対前年度)
	件数	(金額)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(67.7 %)	(61.0 %)	(77.1 %)	(83.3 %)	(75.8 %)	(42.3 %)	(19.0 %)	(△7.9 %)	(△7.4 %)	(\(\Delta 68.8 \%)
ボナハれず	21	3.8	27	11.3	25	3.5	4	△0.3	△2	△7.8
企画競争·公募	(6.5 %)	(3.7 %)	(11.4 %)	(11.0 %)	(6.1 %)	(8.9 %)	(- %)	(222.4 %)	(△50.0 %)	(△50.2 %)
	2	0.2	4	1.5	2	0.7	_	0.5	△2	△0.7
競争性のある 契約(小計)	(74.2 %)	(64.7 %)	(88.6 %)	(94.3 %)	(81.8%)	(51.2 %)	(17.4 %)	(5.3 %)	(\(\Delta 12.9 \%)	(A66.6 %)
	23	4.1	31	12.8	27	4.3	4	0.2	△4	△8.5
競争性のない	(25.8 %)	(35.3 %)	(11.4 %)	(5.7 %)	(18.2 %)	(48.8 %)	(△25.0 %)	(83.6 %)	(50.0 %)	(427.5 %)
随意契約	8	2.2	4	0.8	6	4.1	△2	1.8	2	3.3
合 計	(100 %)	(100 %)	(100 %)	(100 %)	(100 %)	(100 %)	(6.5 %)	(32.9 %)	(△5.7 %)	(△38.5 %)
	31	6.3	35	13.5	33	8.3	2	2.1	Δ2	△5.2

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 各計数欄の()書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。(但し、(注3)を除く。)
- (注3) 比較増入減欄の()書きは、増減率である。

(2) 一者応札・応募

農業者年金基金における令和4年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおり、契約件数は 15 件(55.6%)、契約金額は 3.8 億円(88.8%)である。

一者応札・応募となった契約は、目標値である前中期目標期間の平均件数 6 件を超え、 目標を達成できなかった。

表2 令和4年度の農業者年金基金の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

										<u> </u>	<u> </u>
		目標値(前中期目標期間平均)		前年度(R3)		当年度(R4)		比較増△減(対目標値)		比較増△減(対前年度	
2者以上 件	件数	17	(73.9 %)	19	(61.3 %)	12	(44.4 %)	△5	(△29.4 %)	Δ7	(△36.8 %)
2有以工	金額	0.9	(22.3 %)	1.2	(9.7 %)	0.5	(11.2 %)	△0.4	(Δ46.8 %)	∆0.8	(△61.4 %)
	件数	6	(26.1 %)	12	(38.7 %)	15	(55.6 %)	9	(150.0 %)	3	(25.0 %)
1者	金額	3.2	(77.7 %)	11.5	(90.3 %)	3.8	(88.8 %)	0.6	(20.2 %)	△7.7	(△67.1 %)
合 計	件数	23	(100 %)	31	(100 %)	27	(100 %)	4	(17.4 %)	△4	(△12.9 %)
	金額	4.1	(100 %)	12.8	(100 %)	4.3	(100 %)	0.2	(5.3 %)	△8.5	(\(\Delta 66.6 \%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争性のある契約(競争入札、企画競争、公募)の合計である。
- (注3) 各計数欄の()書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。(但し、(注4)を除く。)
- (注4) 比較増△減欄の()書きは、増減率である。

一者応札・応募件数のうち主なものは、記録管理システム改修等の案件が6件、印刷関係の案 件が4件だった。

目標件数を上回った要因としては、一般的にシステム関係の契約については現行契約事業者 が有利であり一者応札になる傾向が強く、また、記録管理システムは昭和 40 年代から一事業 者により開発されており、過去からの年金制度を熟知していないと対応が難しいこと等があげら れる。(6件:表3の(2)の ①参照)

印刷については、原材料の高騰(木材、原油、石炭などの資源高)と円安の進行などによる印 刷用紙代と電力価格の急激な高騰により、過去の契約実績額を勘案すると価格面での厳しさが 入札参加者を減少させた要因と考えられる。(4件:表3の(2)の②参照)

なお、これらの要因を除けば5件であり、目標件数を下回る結果となった。(表4参照) 当該5案件の一者応札・応募について、入札の参加を辞退した事業者の主な理由は次のとおり だった。

- (1) 前回の落札価格での対応は困難であり、コストに見合った収益を確保できない 2件。
- 要員を確保できない 2件。
- (3) 半導体不足の影響により納期までに数量を確保することが難しい 1件。

表3 記録管理システム改修等及び印刷関係の令和4年度の農業者年金基金の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		目標値(前中期目標期間平均)	前年度(R3)	当年度(R4)	比較増△減(対目標値)	比較増△減(対前年度)
2者以上	件数	1	2 (18.2 %)	4 (28.6 %)	1	2 (100.0 %)
2名以上	金額	I	0.4 (3.3 %)	0.1 (4.1 %)	ı	△0.3 (△64.9 %)
1者	件数	-	9 (81.8%)	10 (71.4 %)		1 (11.1%)
	金額		11.3 (96.7 %)	3.2 (95.9 %)	_	△8.1 (△71.7 %)
合 計	件数	_	11 (100 %)	14 (100 %)	_	(- %)
	金額	_	11.7 (100 %)	3.3 (100 %)	_	△8.4 (△71.5 %)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争性のある契約(競争入札、企画競争、公募)の合計である。
- (注3) 各計数欄の()書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。(但し、(注4)を除く。)
- (注4) 比較増ム減欄の()書きは、増減率である。
 - (1)令和4年度の契約のうち、2者以上の契約
 - ①記録管理システム改修等(1件)
 - ・農業者年金記録管理システムのプログラム仕様等調査業務
 - ②印刷(3件)
 - ・令和5年度「農業者年金振込・支払通知書」等圧着ハガキの印刷、圧着及び郵便局への持ち込み業務
 - ・「農業者年金を受給するには(令和5年度版)」に係る印刷、製本及び発送業務
 - ・農業者年金PR用資材(5種)、「重要事項のご案内」及び「農業者年金受給権者の皆様へ」の原稿作成、印刷、発送業務
 - (2)令和4年度の契約のうち、特殊な要因により1者となった契約
 - ①記録管理システム改修等(6件) ※番号は資料一1の一者応札・応募の番号
 - ・3制度改正プロジェクト支援及びシステム改修等におけるコンサルティング業務
 - ・5マイナンバー活用に係る農業者年金システム改修の要件定義等業務
 - ・6中間サーバ JBoss EAPバージョンアップ時の影響調査及びプログラム修正
 - ・7記録管理システム及び中間サーバMicrosoft Edge利用時の影響調査
 - ・8マイナンバー活用に係る農業者年金システム改修の設計・開発等業務 ・15サーバ機器更改及びCOBOLバージョンアップ対応の要件定義等業務
 - - ・10農業者年金に係る令和4年分の公的年金等の源泉徴収票(受給者交付用)等の作成及び送付
 - ・12令和5年度農業者年金に係る勧奨状(ハガキ・封書)及び受給可能者等リストの印刷発送等
 - ・13令和5年度「農業者年金証書(裁定通知書)」等個人宛帳票及び「処理結果一覧(給付課分)」等受託機関宛帳票の作成、 封入、封緘及び郵便局への持ち込み業務
 - ・14「令和5年度農業者年金振込・支払通知書、現況届、現況届提出対象者一覧表、再確認該当者リスト、市区町村別件数! 封筒等の作成、印刷、封入・封緘及び郵便局への持込み(発送)業務」

表4 記録管理システム改修等及び印刷関係を除く令和4年度の農業者年金基金の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		目標値(前中期目標期間平均)	前年度(R3)	当年度(R4)	比較増△減(対目標値)	比較増△減(対前年度)
2者以上	件数	17 (73.9 %)	17 (85.0 %)	8 (61.5 %)	△9 (△52.9 %)	△9 (△52.9 %)
	金額	0.9 (22.3 %)	0.9 (80.4%)	0.3 (37.0 %)	△0.6 (△62.0 %)	△0.5 (△59.7%)
1者	件数	6 (26.1 %)	3 (15.0 %)	5 (38.5 %)	△1 (△16.7 %)	2 (66.7 %)
	金額	3.2 (77.7 %)	0.2 (19.6 %)	0.6 (63.0 %)	Δ2.6 (Δ81.5%)	0.4 (181.5 %)
合 計	件数	23 (100 %)	20 (100 %)	13 (100 %)	Δ10 (Δ43.5 %)	△7 (△35.0 %)
	金額	4.1 (100 %)	1.1 (100 %)	0.9 (100 %)	△3.1 (△77.1 %)	Δ0.1 (Δ12.6%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争性のある契約(競争入札、企画競争、公募)の合計である。
- (注3) 各計数欄の()書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。(但し、(注4)を除く。)
- (注4) 比較増△減欄の()書きは、増減率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析及び今年度予定している調達等を踏まえ、総合的な検討を行った結果、 引き続き以下の取組を実施することで、調達手続きにおける競争性・透明性の確保に努め、経 費の節減を目指す。

- ① 入札等における公告期間の十分な確保
- ② 業務準備期間・履行期間の十分な確保
- ③ 入札参加業者の掘り起し
- ④ 応募要件・仕様書の内容等の見直し

【評価指標】

- ・競争性のない随意契約及び一者応札・応募について、今中期目標期間の平均件数が前中期目標期間の平均件数以下となることとし、令和5年度においては、随意契約は8件以下、一者応札・応募は7件以下とする
- ・これまでに実施している仕様書等の電子配布、発注予定の事前公表及びオープンカウン ター方式の取り組みを継続し、また、競争性のない随意契約として継続している案件についても、契約内容や方式を随時見直し、更なる透明性の確保及び経費削減に努める

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約案件については契約締結前に、法人内に設置した契約審査委員会に付議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受ける。

【評価指標】

- ・随意契約案件について適切な審査を受ける
- (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

職員研修等により、適正な調達手続きについて、職員への周知徹底を図る。

【評価指標】

- ・ 適正な調達手続きについての研修を実施する
- 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、原則、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を委員長とする契約審査委員会を活用し、調達等合理化にも取り組むものとする。

委員長 総務担当理事 委員長代理 業務担当理事

委員 企画調整室長、総務部長、業務部長、資金部長、法令担当審理役、

数理役、情報化統括責任者補佐官(CIO 補佐官)

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、農業者年金基金のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

5 組織体制の整備等

第3 財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善に関する事項

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画 及び資金計画

第5 短期借入金の限度額

- 第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
 - 1 職員の人事に関する計画(人員及び人件 費の効率化に関する目標を含む。)

2 積立金の処分に関する事項

3 内部統制の充実・強化

4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の 強化・徹底

5 情報公開の推進

6 業務運営能力の向上等